

福崎町青少年野外活動センターをご利用になる方へ

福崎町青少年野外センターをご利用いただき、ありがとうございます。

当施設は、自然に親しみながら友愛と互助の心を育て、青少年の健全育成を目的として設置されています。

安全で快適に利用していただくため、下記の注意事項を守ってご利用下さい。

① 入場時間は午前9時から午後4時までです。

利用される方は、必ず事前に福崎町教育委員会（電話 0790-22-0560）に申込をし、使用申請書を提出して下さい。

利用当日は、管理棟受付窓口で福崎町教育委員会が確認した許可書を提出し、使用料をお支払い下さい。

② 炊事棟、食事棟は、利用場所の事前予約はできません。

利用される方が多い時は、お互いにゆずりあってご利用下さい。

③ 施設の利用について

「日帰り」：9時から17時まで

「宿泊」：山小屋、テント、テントサイト（以下「宿泊施設」）の宿泊でのご利用は、宿泊開始日の13時30分から、退出日の11時までとします。

宿泊施設に限らず、17時を超えて炊事棟、調理棟を利用される場合も「宿泊」となります。

宿泊施設を退出された後、宿泊施設以外の場所は17時までご利用が可能です。

（※17時を超えて利用される場合、追加の施設利用料が必要となります。）

17時以降の利用をご希望の方は、必ず福崎町教育委員会に予約申込をされる際に忘れずにお伝え下さい。

野外活動センター窓口では、利用時間の変更は原則受け付けできません。

④ 施設は毎週火曜日及び年末年始が休館日です。

休館日の前日は宿泊できません。ご利用は17時までとなります。

⑤ 炊事用具（鍋、ざる、皿、飯ごう、包丁、スプーン等）は1人50円で貸出しています。

バーベキューコンロ（網なし）は無料で貸出しています。

貸出を受けた用具は、洗って個数を確認の上、管理棟にご返却ください。

テント（4～5人用）は1張1泊1,100円で貸出しています。

貸出毛布を利用される場合は、別途シーツ代1人1セット（240円）が必要になります。

※用具は皆さんが使うものです。大切にお使いください。

※食材、炭、はし等は販売していません。各自でご用意、ご持参ください。

⑥ 午後8時以降は静粛時間です。この時間以降の多人数での談笑、楽器演奏等は他の方の迷惑となるため禁止します。

- ⑦ バーベキューコンロは指定の場所でご使用ください。
施設内での打上げ花火は禁止します。
- ⑧ 車で来られる場合は、管理棟の道路を挟んだ向かい側第1駐車場及び北側第2駐車場をご利用ください。
※バスで来られる場合は、進入路の幅員が狭いため、通行可能か別紙でご確認下さい。
- ⑨ 野外では予測できない事態が起こることがあります。
活動中の安全は、各自の責任においてご注意ください。
また、台風や火災等の災害発生時の避難経路は、各自で利用に先立ってご確認をお願いいたします。

◎緊急連絡先 福崎警察署：0790-23-0110 中播消防署：0790-23-0119
福崎町役場：0790-22-0560 野外活動センター：0790-22-0609

- ⑩ 人数に大幅な変更が生じた時、キャンセルされる時は、必ず事前にご連絡ください。
(連絡先 平日(月～金) 9時～17時) 福崎町役場 0790-22-0560
土・日・祝日：9時～16時) 野外活動センター 0790-22-0609
- ⑪ 野外センター利用で発生したゴミは、必ずご自宅までお持ち帰りください。
また、お帰りの際は、各自でご利用いただいた場所の清掃をお願いいたします。
※一部の利用者が持ち帰る途中の自治会管理のゴミステーションや河川、道路にゴミを廃棄して地元自治会が非常に迷惑されています。
ゴミは必ずご自宅までお持ち帰りいただき、不法投棄は絶対にしないでください。
- ⑫ ペットを連れての入場はできません。

青少年野外センターは、利用される方のマナーによって施設が維持されています。
上記の事項を守っていただけない場合、以後のご利用をお断りすることがあります。
安全で快適にご利用いただくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1
福崎町教育委員会 社会教育課
TEL：0790-22-0560 FAX：0790-22-0630